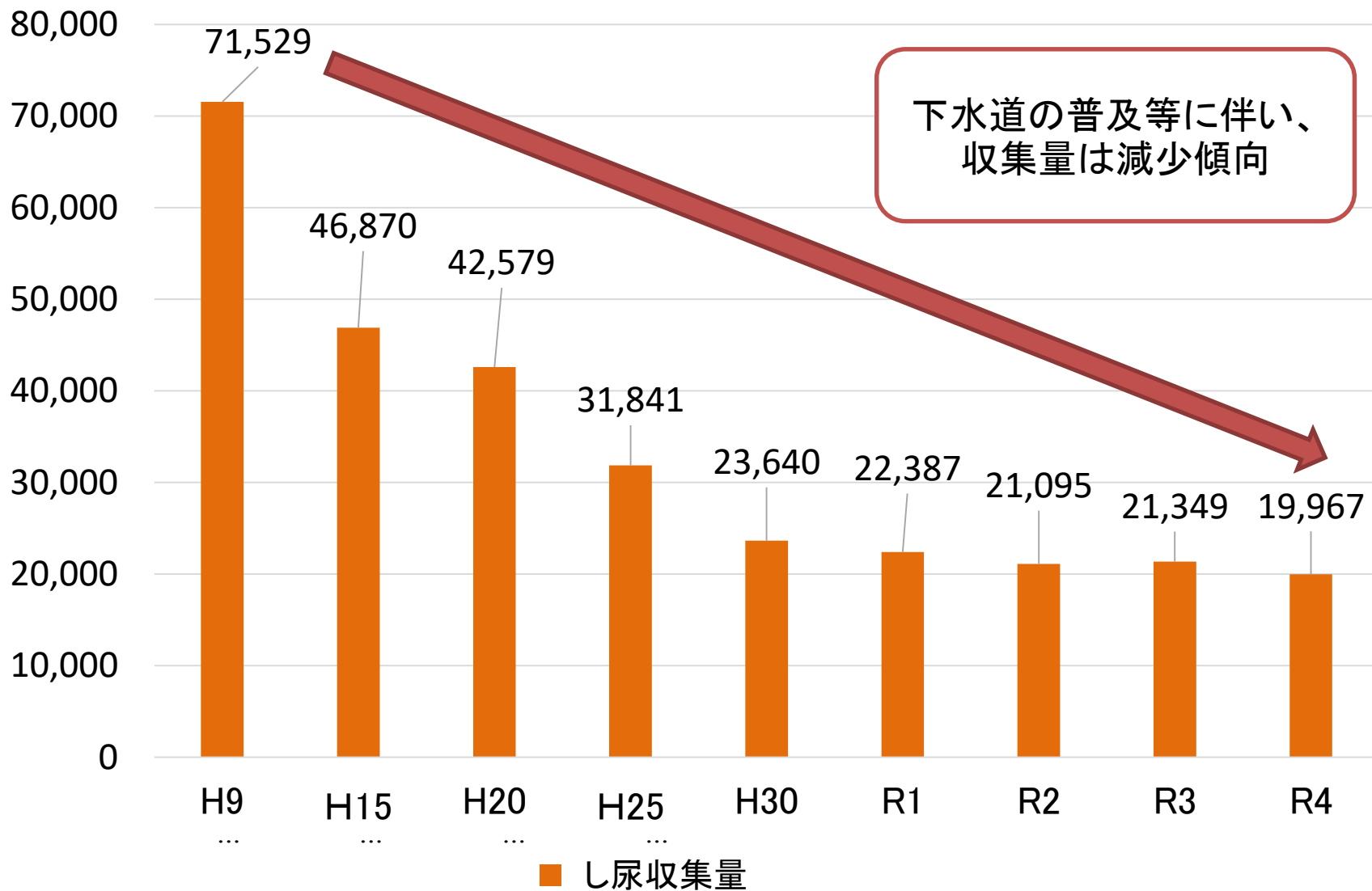


# し尿処理手数料の見直しについて

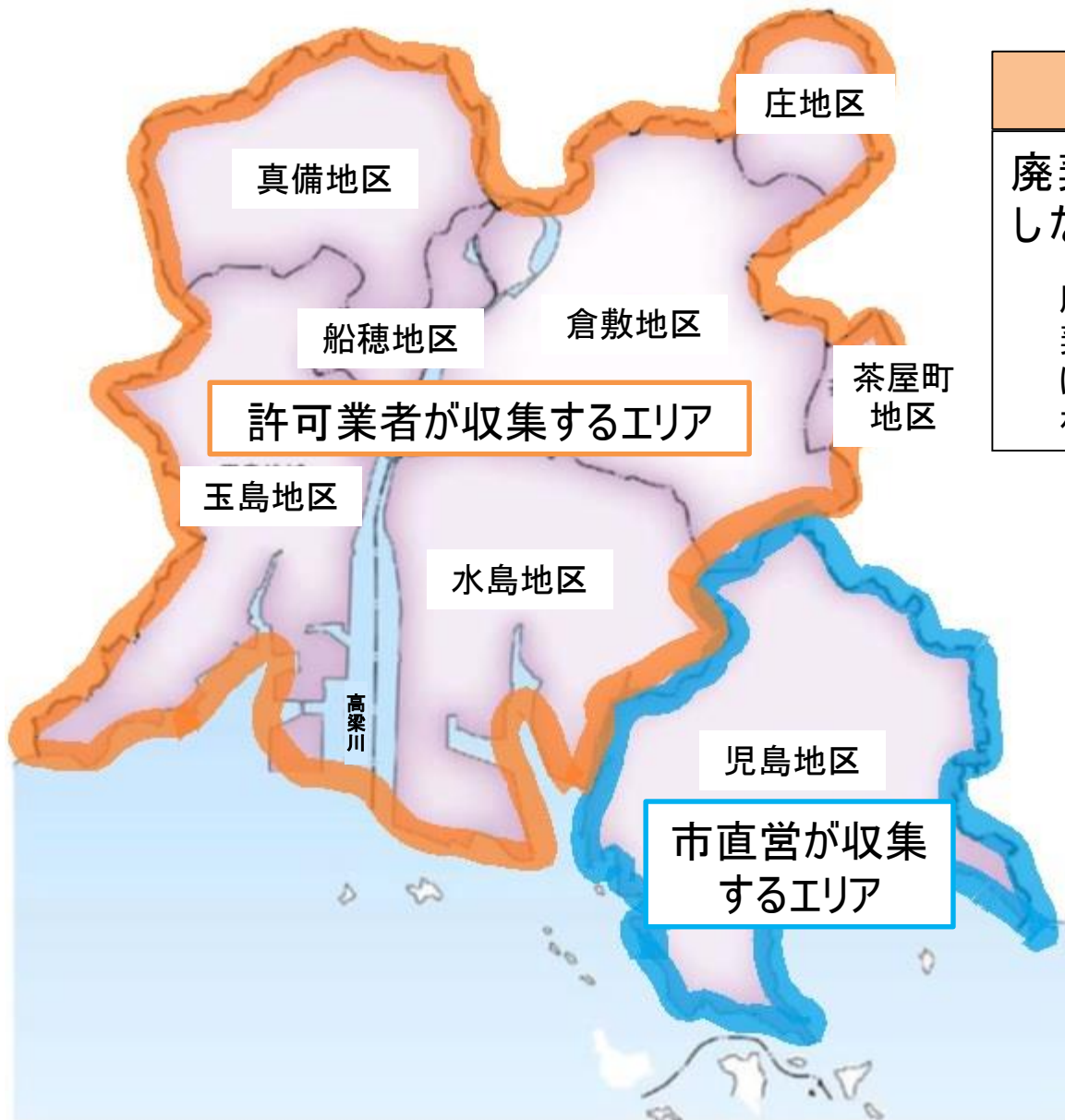
倉敷市環境リサイクル局 リサイクル推進部  
一般廃棄物対策課

# 1. 倉敷市のし尿収集量の推移

(キロリットル)



## 2. 倉敷市のし尿収集



### 許可業者とは

廃棄物処理法に基づき、市が許可をした業者

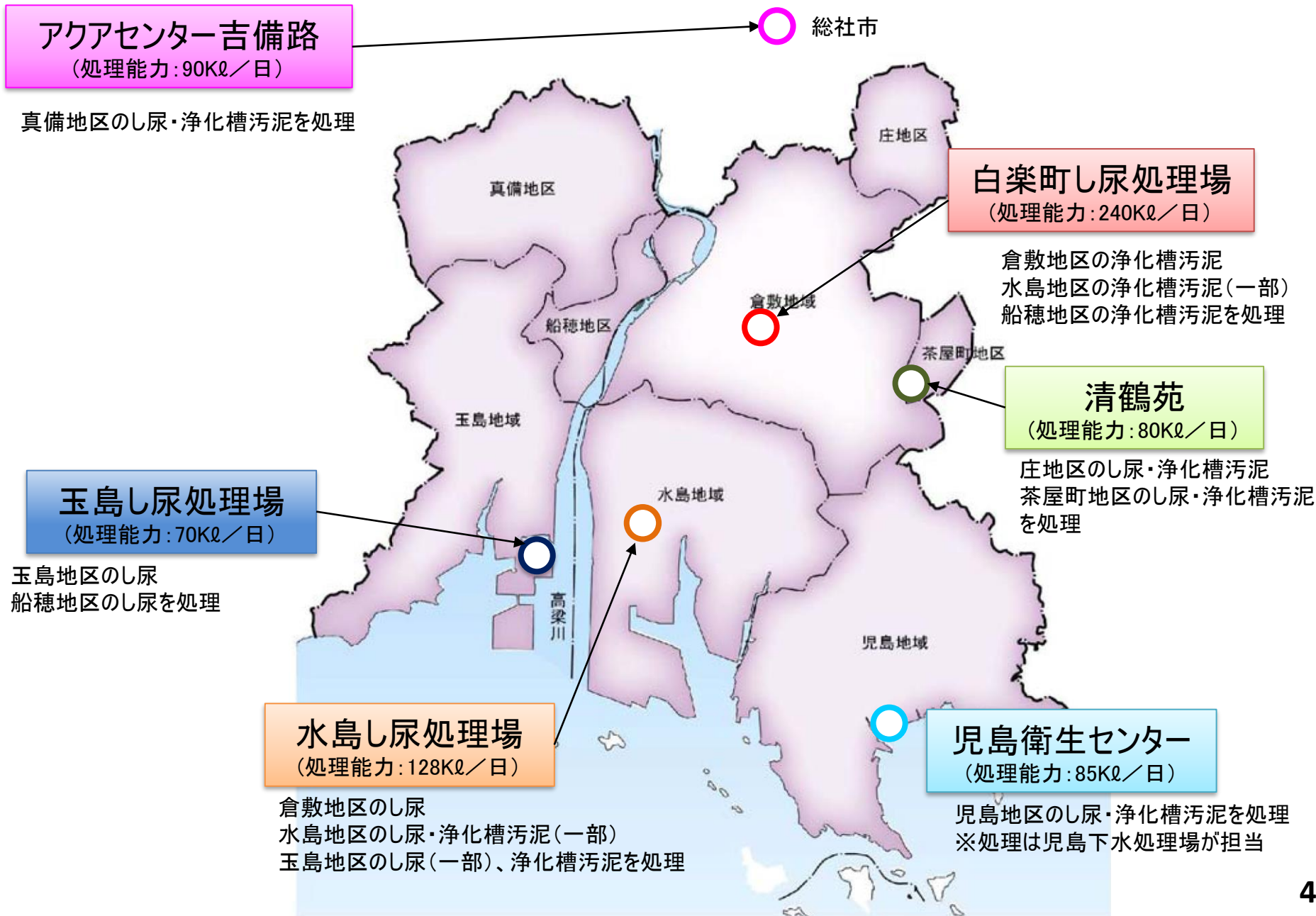
廃棄物処理法第7条第1項(抜粋)「一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」

### 3. 倉敷市のし尿の収集体制

収集主体	市直営	許可業者
業者数	—	17社
収集区域	児島地区	児島地区を除く全市 (許可業者ごとに収集区域を指定)
収集形態	計画収集(定期収集)を基本 ※随時収集(電話依頼等)にも対応	計画収集(定期収集)を基本 ※随時収集(電話依頼等)にも対応
収集量の割合	18%	82%
し尿処理手数料 ／し尿処理料金	(処理手数料) 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例第11条第1項第4号 に規定	(処理料金) 条例に定める額を超えない範囲で、 許可業者が定める料金
市補助金	—	市民負担の軽減を図るため、 昭和47年10月から補助金制度 を採用(許可業者へ交付)

市が収集する際に徴収する「し尿処理手数料」の見直しを諮問

# 4. 倉敷市のし尿処理施設



# 5. し尿処理手数料の計算

## し尿処理手数料の計算要素

従量制		ホース延長加算金 ※1	下水道区域特別加算金 ※2
72ℓまで	18ℓ増すごとに	1回につき	18ℓごとに
748円	187円	330円	33円

※1 使用するホースが40mを超える場合に適用。

※2 下水道法第9条第1項の規定により下水道の供用開始を公示された区域で、公示された日から3年を経過した区域に適用。

### ◆ し尿処理手数料計算のイメージ（10円未満は切捨て、消費税含む）

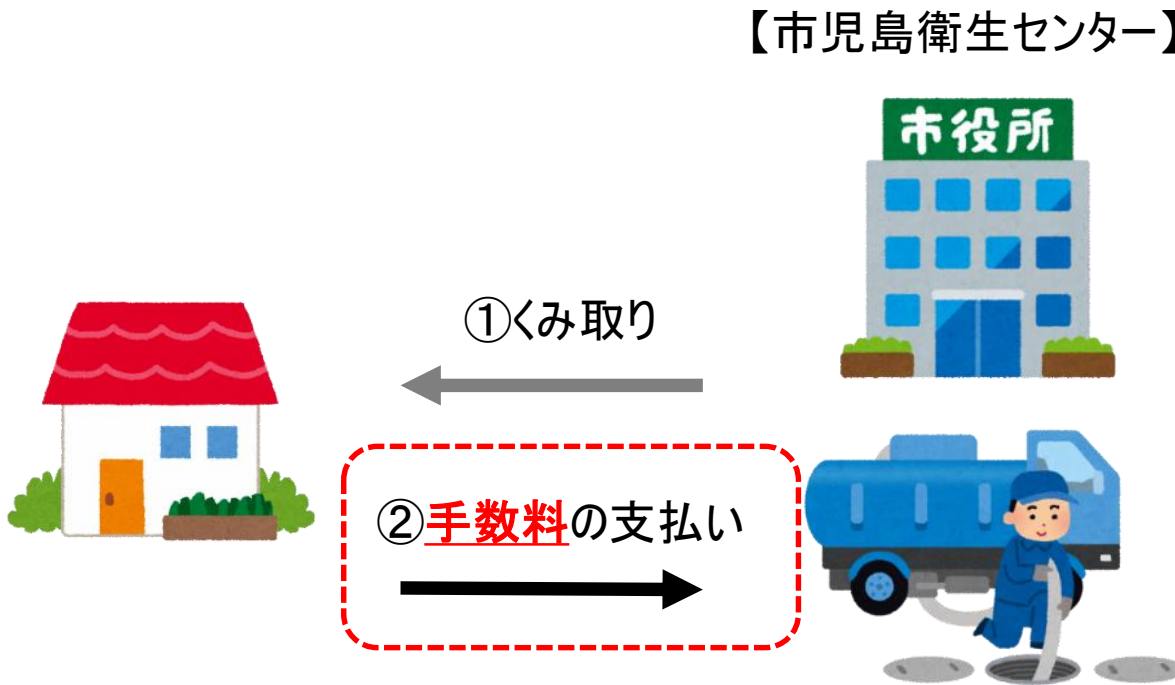
- 18ℓきざみのバキューム車のゲージを基準に料金を計算
- 18ℓ未満は18ℓとみなす

例) 読み取った量が126ℓ、ホース延長加算有、下水区域特別加算有の場合

従量制	72ℓまで	748円
	超過分	$187円 \times 3 (54ℓ \div 18ℓ) = 561円$
ホース延長加算		330円
下水道区域特別加算		$33円 \times 7 (126ℓ \div 18ℓ) = 231円$
合計		1,870円

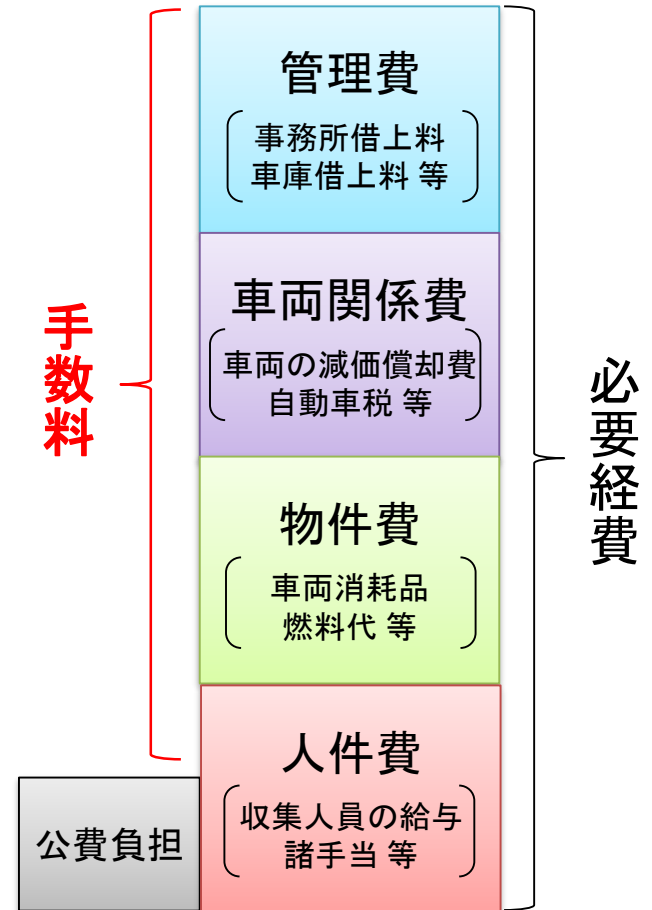
# 6. し尿処理手数料の徴収（市直営）

（手数料徴収の流れ）



**※手数料を見直す**

（手数料のイメージ）



# 7. し尿処理料金の徴収と補助金（許可業者）

（料金徴収の流れ）



①くみ取り

②料金支払い

【許可業者】



③補助金  
支払い

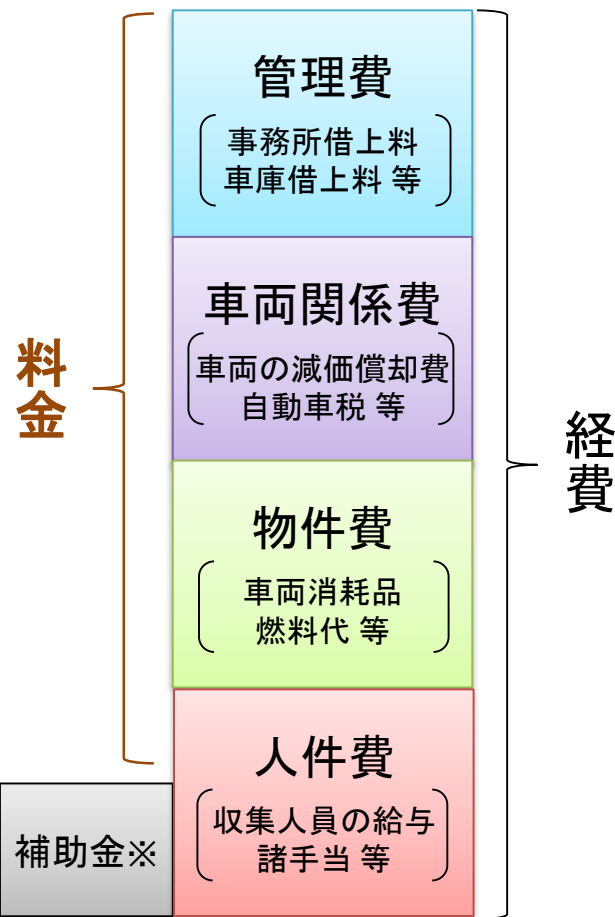
**手数料 ≥ 料金**

廃棄物処理法第7条第12項で、許可業者は、条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない、とされている。



【市一般廃棄物対策課】

（料金のイメージ）



※し尿投入量1ℓあたり1円75銭を許可業者へ交付



# 8. し尿処理手数料の検討

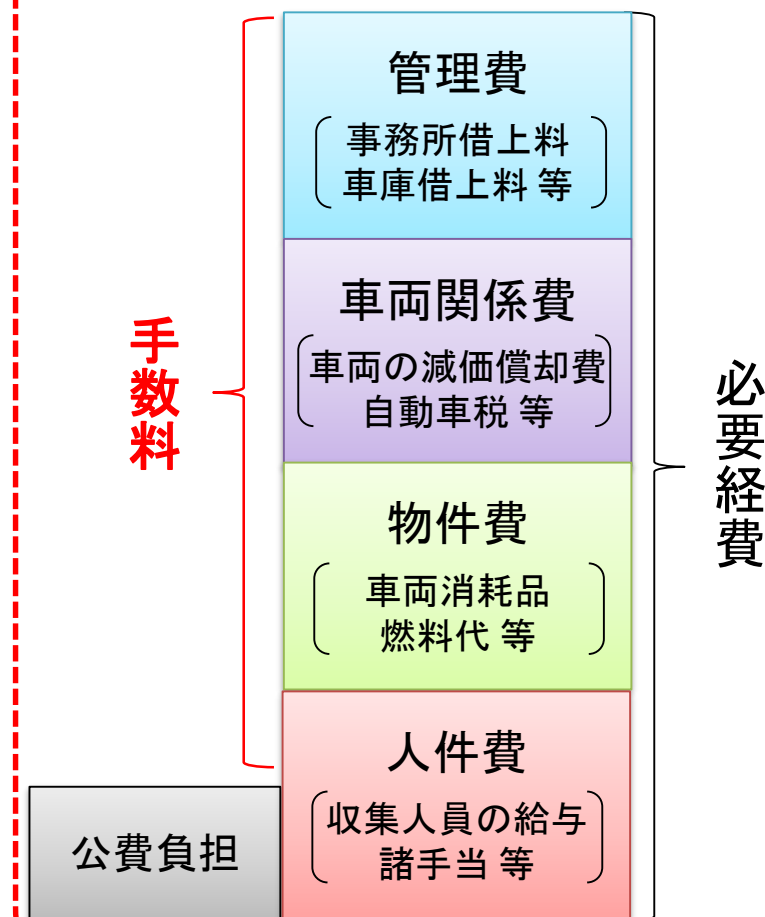
## ◆ 手数料の算出方法

- ① 「必要経費」を計算  
1台1カ月運行するための人件費、物件費、車両関係費等を足し算
- ② 「1回投入あたりの経費」を計算  
「必要経費」を1台1か月あたりの投入回数(し尿処理場への搬入回数)で割り算
- ③ 「18リットルあたり経費」を計算  
「1回投入あたりの経費」を18リットルあたりに換算し、消費税を加算
- ④ 「手数料(18リットルあたり)」を計算  
「18リットルあたり経費」から、公費負担を引き算

## ◆ 検討に必要な要因

- 人件費の変動
- 燃料代(軽油価格)、消耗品等の価格変動など

## (手数料のイメージ)



## 9. 次回の審議会

令和5年度第3回(2月開催予定) : 見直し案の検討

